

地域生活支援拠点等の整備について

1 経緯

・障害者総合支援法への改正法における衆参両院の附帯決議（H24.6）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと

・障害者の地域生活の推進に関する検討会（厚生労働省）でのとりまとめ（H25.10）

地域における居住支援に求められる機能

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり

・第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）にかかる国の基本指針（H26.5）

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

「多機能拠点整備型」・・・居住支援のための機能を一つの拠点（グループホームや障がい者支援施設）に集約し、地域の障がい者を支援

「面的整備型」……………地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい者を支援

・大阪市第4期障がい福祉計画

障がい者の地域生活を支援する機能を高めていくため、既存の取り組み事業との整理も行いながら、拠点の整備について、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進めていく

2 地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能

1	相談	地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等にあたっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい児者やその家族からの相談に応じる機能
2	体験の機会・場	地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能
3	緊急時の受け入れ・対応	地域で生活する障がい児者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
4	専門性	医療的ケアが必要な者や行動障がい等を有する者、高齢になった障がい者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能
5	地域の体制づくり	コーディネーターの配置等により地域の障がい児者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

H27.4.9 国通知「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施について」より

3 国のモデル事業の実施状況

- ・平成 27 年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業として、9 自治体で実施
- ・モデル事業の実施状況は別紙のとおり

4 本市の状況

1	相談	障がい者相談支援センター、 地域活動支援センター（生活支援型）、 休日夜間福祉電話相談 各区保健福祉センター（精神保健福祉相談） こころの健康センター（専門相談） など
2	体験の機会・場	地域移行支援（体験利用・体験宿泊） グループホーム体験利用 など
3	緊急時の受け入れ・対応	短期入所、地域定着支援、住宅入居等支援事業、 緊急通報システム、 重症心身障がい児者等医療型短期入所、 重症心身障がい児者医療コーディネート事業 精神科救急医療体制整備事業 など
4	専門性	基幹相談支援センター、 社会福祉研修・情報センターによる研修、 重症心身障がい児者に対する医療的ケア等の介護技術 研修 など
5	地域の体制づくり	地域自立支援協議会、 見守りネットワーク強化事業 など

5 今後の方向性

障がいの重度化・高齢化に対応した障がい福祉サービスの提供体制を整え、安心して暮らせる地域生活の支援を進めていくため、当面の課題として、コーディネート機能の充実を図る検討を進める。

コーディネート機能の充実

【主要な課題】

- 医療機関等を含めた地域生活支援のネットワークづくり
- 個々の支援における関係機関の課題共有と役割の整理
- 緊急時対応や生活全体の見守り体制の確保
- 重点的に支援が必要な障がい者等へのアウトリーチ及び関係機関との連絡調整
- 支援にかかる関係機関へのバックアップ など



現行事業が担う役割の整理を進めながら、福祉サービス事業者等の関係機関の連携を高めるため、コーディネート機能が担うべき役割等の具体的な整理を行う。

地域生活支援拠点等の整備にかかる国の対応について

1 地域定着支援の活用

地域定着支援については、地域移行支援を利用していない障がい者であっても地域定着支援を利用できることや、利用は必ずしも1年間に限られず必要と認められる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であり、地域生活支援拠点等の整備に向けて積極的に活用できることを示す（市町村に通知）。

2 地域生活支援拠点等に関連する障がい福祉サービス等の報酬改定（平成27年度改定）

（1）緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和。

（2）体験に関する報酬の見直し

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止。

（3）計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価

3 平成28年3月 障害保健福祉関係主幹課長会議資料より

昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされ、これを受けて、「グループホームにおける重度者への対応の強化」、「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」、「医療との連携」、「短期入所における緊急時対応」等を総合的に進めることとされたところである。

これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている。

障害者総合支援法の改正により創設されるサービス（平成30年度施行予定）

・自立生活援助・・・施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で一人暮らしを希望する方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

